

第四十七号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の二十八の項中「三十の三の項」を「から三十の三の項まで、三十の五の項」に改め、同表の三十の項を次のように改める。

三十 薬事法第三十三条第一項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付	七千百円
--	------

別表の三十の五の項を同表の三十の七の項とし、同表の三十の四の項中「三十の五の項」を「三十の七の項」に改め、同項を同表の三十の六の項とし、同表の三十の三の項を同表の三十の五の項とし、同表の三十の二の項を同表の三十の四の項とし、同表の三十の項の次に次のように加える。

三十の二 薬事法第三十三条第一項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の書換交付	二千円
三十の三 薬事法第三十三条第一項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の再交付	二千九百円

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十六の項中「七十七の項」の下に「から八十の項まで」を加える。

提案理由

最近における動物用医薬品の配置販売業を取り巻く状況に鑑み、動物用医薬品配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。